## 定期報告書の提出について

家畜伝染病「口蹄疫」「豚熱」「高病原性鶏インフルエンザ」の発生を受け、愛玩目的も含めて家畜を1頭(羽)でも飼育している方は、その飼養状況などを毎年報告することが家畜伝染病予防法にて義務づけられています。
様式は、以下ホームページ(中央家畜保健衛生所)から入手できます。
https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/chikusangyo/1011293/1022760/1022761/1011297.html

市町村にも送付していますのでご相談ください。

## 以下の家畜を飼養している方は提出の義務があります。

- ①牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
- ②豚、いのしし
- ③鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- 4)馬

## 提出期限

- ①、②、④は、毎年4月15日まで
- ③は、毎年6月15日まで

## 提出様式

- (A)様式1-1.基本情報 (B)様式1-2(別紙).飼養衛生管理者
- (C)様式1-2(1)牛等,(2)豚等,(3)鶏等,(4)馬
- .飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況(自己 点検してチェックを入れてください)
- (D)様式2農場見取り図
- (E)様式3飼養衛生管理の概要

ただし、以下の方は(A)のみ提出してください。(B)~(E)は提出不要。

牛・水牛・馬・・・1頭のみ飼養

豚・いのしし・山羊・・・飼養頭数が6頭未満

鶏その他家きん・・・飼養羽数が100羽未満、(だちょう10羽未満)

(提出先)

沖縄県中央家畜保健衛生所

〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里2085

TEL: 098-945-2297 FAX: 098-945-3467

Email: xx043010@pref.okinawa.lg.jp